

投稿年月日	平成29年5月31日	投稿者	市内在住 男性
ご意見・ご提案 内 容	<p>【平成29年度宮中献穀事業について】</p> <p>この度、市の広報とともに「事業協力のお願い」の資料が入っております。</p> <p>この宮中献穀を事業として市が推進し、市民の代表である市長が、肩書きを奉賛会会長としたとしても公人として市民に訴えかけて、このような宗教的事業を率いる場合、政教分離に反するのではないのでしょうか。</p> <p>また、各自治体に対して、強制ではないにしろ寄付金を募ることはもちろん、公金での事業となれば、違憲の疑いがあるのではと考えます。</p> <p>そのような意見に対して、いかにお考えか、時間が許すのであれば、市長自身のご意見も伺いたいものです。詳しくお答え願います。</p>		
回 答	<p>宮中献穀事業についてのお尋ねですが、本市の同事業に対する位置づけといたしましては、農業振興の一環として位置づけており、米生産地としてのPRはもとより、各種団体等との交流、伝統芸能及び稲作文化の継承などを目的とし、憲法第20条の3でいう宗教活動に該当するとは判断しておりません。</p> <p>また、本事業に対しては南島原市からの公金の支出は一切行っておりませんので、ご理解いただきたいと存じます。</p>		
担当課	農林課		